

日進市開発等事業に関する手続条例（平成17年10月3日公布 日進市条例第22号）【抜粋】

（目的）

第1条 この条例は、秩序ある土地利用及び良好な住環境の保全並びに安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、街づくりに関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、開発等事業に関する手続その他必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市の協働による住み良い街づくりを計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (3) 事業者 開発等事業に係る工事請負契約の発注者又はその代理人及び請負契約によらないで自らその行為をする者をいう。
- (4) 開発等事業 次号に規定する特定開発等事業及び第6号に規定する小規模開発等事業をいう。
- (5) 特定開発等事業 次に掲げるものをいう。
 - ア 区域面積500平方メートル以上の宅地開発(次号ア及びイに定めるものを除く。)
 - イ 集合住宅(次号イに定めるものを除く。)の建築
 - ウ 特定用途建築物(次号ウに定めるものを除く。)の建築
- (6) 小規模開発等事業 次に掲げるものをいう。
 - ア 戸建て住宅の建築
 - イ 2戸の集合住宅の建築
 - ウ 規則で定める小規模な特定用途建築物の建築
 - エ 区域面積500平方メートル未満の宅地開発
- (7) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (9) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (12) 集合住宅 1棟の建築物内に構造上区分された複数戸が独立して住居用途に供することができるものその他規則で定める建築物をいう。
- (13) 特定用途建築物 居住目的以外の建築物その他規則で定める建築物をいう。

（開発等事業の事前手続）

第6条 事業者は、開発等事業の施行に当たって許可、認可その他法令に基づく行為(以下「許可等」という。)を要することとされているときは、当該許可等を申請する前に、次条から第18条までに規定する手続を経なければならない。

（事業計画概要書の提出）

第8条 事業者は、特定開発等事業を行おうとするときは、事業計画概要書を市長に提出し、協議しなければならない。

（近隣住民及び周辺住民への説明）

第10条 事業者は、特定開発等事業を行う場合、(中略)速やかに近隣住民及び周辺住民に当該事業計画の内容を説明しなければならない。

2 近隣住民又は周辺住民は、事業者が前項の規定による説明を行わなかったとき又は説明が十分でないと判断したときは、市長に対し、事業者が説明会を開催するよう請求することができる。

（特定開発等事業に対する要望）

第11条 特定開発等事業において、当該事業に関して要望を有する近隣住民及び周辺住民は、事業計画概要書及び第15条第1項に定める事前協議書が公開された日の翌日から起算して14日以内に、その要望を記載した書面(以下「事業要望書」という。)を市長に提出することができる。

（安全対策計画書）

第12条 事業者及び工事施行者は、特定開発等事業を行おうとするときは、工事中の騒音、振動の防止、工事用通過車両の安全対策その他住環境を害さないための必要な措置(以下「安全対策」という。)について定めた安全対策計画書を市長に提出するものとする。

（安全対策に関する説明）

第13条 事業者及び工事施行者は、前条の安全対策について、速やかに近隣住民及び周辺住民に、その内容を説明しなければならない。

(安全対策に対する要望)

第14条 特定開発等事業において、当該事業の安全対策に関して要望を有する近隣住民及び周辺住民は、安全対策計画書が公開された日の翌日から起算して14日以内に、その要望を記載した書面(以下「計画要望書」という。)を市長に提出することができる。

(事前協議書)

第15条 事業者は、特定開発等事業を行う場合、第7条から前条までに規定する手続を経たのち、規則で定めるところにより当該特定開発等事業に係る事前協議書を市長に提出しなければならない。

(特定開発等事業協定)

第16条 市長は、前条に規定する事前協議書が適当であると認める場合は、当該事前協議書に基づき、規則で定めるところにより、当該事業者と書面により当該事業についての特定開発等事業協定(以下「事業協定」という。)を締結するものとする。(後略)

(小規模開発等事業)

第17条 事業者は、小規模開発等事業を行おうとする場合、規則で定めるところにより、当該事業についての小規模開発等事業届出書(以下「事業届出書」という。)を市長に提出するものとする。この場合、事業者は、あらかじめ近隣住民に、当該事業計画の内容を具体的かつ平易に説明し、理解が得られるよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業届出書が提出されたときは、規則で定める事項について確認し、事業者の小規模開発等事業届受理書(以下「事業届受理書」という。)を交付する。(後略)

(事業着手)

第19条 事業者及び工事施行者は、事業協定の締結後又は事業届出受理書の交付を受けた後でなければ開発等事業に着手してはならない。

(勧告)

第50条 市長は、事業者又は工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者又は工事施行者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第12条に規定する安全対策計画書に違反して特定開発等事業を行ったとき。
- (2) 第16条第1項に規定する事業協定の内容に違反して特定開発等事業を行ったとき。
- (3) 第19条第2項に規定する着手届を提出せずに特定開発等事業を行ったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(命令)

第51条 市長は、事業者又は工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者又は工事施行者に対して特定開発等事業に係る行為の停止を命じ、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (1) 前条に規定する勧告に従わずに特定開発等事業を継続して行ったとき。
- (2) 第8条第1項に規定する事業計画概要書又は第15条第1項の規定による事前協議書を提出せずに特定開発等事業に着手したとき。
- (3) 第16条第1項に規定する事業協定を締結せずに特定開発等事業に着手したとき。

(公表)

第52条 市長は、事業者又は工事施行者が、第50条に規定する勧告又は前条に規定する命令に従わない場合は、事業者又は工事施行者に通知した上で、事業者又は工事施行者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに違反内容を規則で定めるところにより公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめその事業者又は工事施行者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第59条 第51条の規定に該当することにより行われた命令(第50条第4号に係るものを除く。)に従わずに特定開発等事業を継続した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。